## 令和4年度筑紫野市男女共同参画審議会(第5回)会議録(要点筆記)

令和5年2月15日(水)18:00~

3 開催場所 筑紫野市役所 第504会議室

4 出席者【委員】 原田委員、鬼木委員、柏熊委員、笠井委員、

瀧本委員、片原委員、北岡委員、村尾委員

久保委員、安永委員 (以上10名)

欠席者 裵委員、高山委員

【事務局】 谷、吉田、木村、嘉副、渡邊

福岡ジェンダー研究所 倉富、東

【傍聴人】 0人

5 審議会 内容

(1) はじめに

(2) 報告事項

①パブリックコメント結果について

②資料編、概要版(案)について

- (3) 答申について
- (4) 事務連絡
- (5) その他

## ●議題及び審議の内容

(事務局) (定刻開始。資料確認)

(会長) 定刻にお集まりいただき感謝申し上げる。傍聴の希望者はいなかった。早速、議事 に入りたい。まず、パブリックコメント結果について事務局より報告をお願いする。

(事務局) 計画案についてのパブリックコメントを昨年 12 月 21 日から今年の 1 月 31 日まで、市役所、生涯学習センター (男女共同参画プラザ)、7 か所のコミュニティセンター及び市ホームページで実施した。その結果、2 名から 48 件の意見が寄せられた。ホームページには 298 件の閲覧があった。5 年前の閲覧は 23 件だったので、ホームページの閲覧が増加している。いただいた意見には、今回の見直し内容に直接関係がないものもあったが、寄せられた全ての意見に対して回答をまとめた。これは、ホームページ上で公表していく。

まず、計画書の内容に反映したところを報告する。説明資料は、左側から通し番号、 事業番号、いただいた意見、右側に市の回答、考え方を掲載している。意見として は、○○課も担当課に入れてほしいという内容が多かった。これについては担当課、 関係課の考え方を整理した。主として毎年その課の事業として実施する課を「担当

課」とし、担当課の他にも関連した取組を実施する課がある場合には「関係課」と して位置づけ、整理をした。この考え方を基本として、各意見について回答した。 意見を受けて素案を修正したものを説明する。通し番号 No 7, 事業番号6 (b) につ いて、子育て支援課は毎年、事業の中で家庭教育分野に関する情報提供をおこなっ ているため、担当課として子育て支援課を追加した。No12.参考データのグラフにつ いて、グラフは、関連したもので理解を深めるためのものであると考えるため、掲 載場所を移動し、現在のものからより関連の深い「社会通念・慣習・しきたり」に 関するグラフに変更する。No15,図表Ⅲ-2は、P23に入れてほしいという意見だが、 掲載しているグラフは、このページの施策内容と関連性が薄く、掲載することで分 かりづらくなってしまうため、削除する。No17,事業番号 20 (関係機関への DV に関 する情報提供)について、学校教育課の関係者に対する情報提供は人権政策・男女 共同参画課が直接行っている。高齢者支援課は関係機関への情報提供を行っており、 担当課として高齢者支援課を追加する。No22,事業番号25について、担当課にコミュ ニティ推進課・総務課・人事課を入れてほしいということだが、ここは基本的な考 え方に従って、その他の関連する取組が考えられる課を「関係課」として追加する。 No25, 事業番号27について、子どもたちに対する性暴力防止についての情報提供は、 学校が主となり毎年行っているため、担当課として学校教育課を追加する。No29,事 業番号 35 について、高齢者の社会参加への支援は、主となり実施するのが高齢者支 援課であり、その他関連する取組を行う課が想定されるため「関係課」を追加する。 No34, 事業番号43について、人権政策・男女共同参画課を追加する。男性の子育てに 関する取組を毎年実施している。

寄せられた意見の中には、解決・検討しなければならない課題が多く、即座に後期 プランの中に具体的に盛り込める段階にはないものもある。今後、事業を進めてい く上での貴重な意見として参考としていきたい。

- (会長) 意見と回答を要領よく説明していただいた。担当課と関係課の区分はよく分かったが、各課の実施状況のヒアリングをしていく時に、関係課の中に何課が入っていたか分からなくなると思った。関係課のヒアリングはしないのか。
- (事務局) 担当課にヒアリングをしているが、実施状況報告時には関係課の欄もすべて報告シートに載せている。該当した事業があれば必ず記載してもらうようにしている。
- (会長) その段階になれば、関係課がどこか分かるという仕組みになっているということか。
- (委員) 通し番号 No27 に、担当課に保育所や幼稚園も入れてほしいとあり、市の回答では原案どおりとなっている。テレビ番組で、幼児が実の親から性被害にあっているという放送があって、その番組は衝撃だった。保育所や幼稚園で何かできないのかと思った。幼児は親からされたことが性暴力ということに気が付いていない。幼児に聞き取りをした研究者も驚いていた。
- (会長) 委員の意見は、No27、性教育については、原案は小学生以上となっているが、世の中ではいろいろ起こっているので、担当課に保育所や幼稚園を入れた方が良いという意見だ。入れることで差し障りはあるか。
- (事務局) 幼児への性教育を進めていく指針がない。ヒアリングでは保育士と話をしている。 何もしていないという訳ではないが、統一した基準のもとでやっているということ

ではない。

- (会長) 計画に掲載するからには、裏付けとか所管のノウハウがないといけないという観念 はある。文言を入れれば良いという問題ではない。しかし、世の中ではもっといろ いろなことが起こっている。どこかでフォローできるという観点が大事だ。
- (委員) 就学前教育のところで、保育士など大人の目が子どもの様子を見ながら、家庭内の 様子とかいろいろな関係でみていくことが必要だ。被害について子どもは意味が理 解できていない。パブリックコメントに対する回答には「子どもの様子をみている 保育士など教育をする側への指導が必要」といった文言があった方が良いと思う。 これまでも小学生以上だけとは言っていない。
- (会長) 委員が言っているのは、意見に対する考え方として、対象ではないと切らずに乳幼児を取り巻く人々への啓発をすると付け加えてはどうかという意見だ。
- (委員) 意見を書いた人は、事業番号 29 の「性教育」が学校教育に基づく性教育かどうかが 分からず、就学前もいれるべきだとなったと思う。事業番号 29 が小学生以上とする ならば、学校教育を想定している旨を分かるようにするべき。そうではなく、年代 に応じたということであれば、就学前教育を含めた広く対象としているような書き 方にした方が良いと思う。
- (会長) 事業番号 29「年代に応じた」というところを、小学生以上と明確にするかどうか。 ここに入れるのは難しいとして、意見に対する考え方としては、市全体として乳幼児もフォローする。それは担当課が責任をもって行うように。
- (事務局) 考え方として、意見を出した人が福岡県の性暴力根絶条例について意見を出されているので、こういう回答になっている。該当事業は「年代に応じた」というところであり、就学前の子どもを取り巻くところへの啓発など大事な視点であるという内容を加えていきたいと思う。
- (会長) 事業の対象は小学生だが、小学生になるまでのところが大事なので、アンテナを張っておく姿勢が大事だと思う。
- (委員) 「年代に応じた」という言葉を「小学生以上」とするかどうか。今は年代を制限しているが、徐々に広げていくべきであると思う。
- (会長) それでは、このことについてはこれで良いか。パブリックコメントは 49 件も寄せて もらい、自分たちの勉強にもなった。では次の資料について、事務局より説明をお 願いする。
- (事務局) では、資料編について説明する。配布している資料は資料編の一部で、「1. 用語の解説」「7. 審議会委員名簿」である。1. 用語の解説については、社会情勢の変化に応じて新たに追加しているので、紹介する。「アンコンシャス・バイアス」、「育児・介護休業法」、「SDGs」、「LGBT」、「ジェンダー・ギャップ指数」、「ジェンダーバイアス」、「JK ビジネス」、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、「男女雇用機会均等法」、「福岡県性暴力根絶条例」以上である。追加したものについて、内容を確認いただき、今週中に意見をいただきたい。
- (会長) 主に追加したものについて説明してもらったが、従来のものでも、何か意見があれば出してほしい。
- (事務局) 「7. 審議会委員名簿」について、氏名の所属を掲載している。間違いなどあれば

出してほしい。次に、概要版について。現段階では、配布した内容で作成する予定。 審議いただいた後期プラン、市民意識調査の内容からまとめている。これについて も何か意見があれば出してほしい。

- (会長) この概要版はどうやって市民に届くのか。
- (事務局) 基本的にこのプランは、市がどのように男女共同参画の具体的取組を進めていくのかという計画だが、市民に知ってもらうことも大事だと思うため、講座や学習会等の機会に配布していく。
- (会長) 独り歩きすることはないか。配布された概要版には題名などないため何の資料なのか分からないのでは。
- (事務局) 今お手元に配布しているのは、内容部分のみだが、表面には題名を記載した表紙が付くことになる。配布した資料について何かあったら今週中に事務局まで出してほしい。
- (会長) 報告事項についてはこれで説明が終わった。内容をよく見てほしい。では次の答申 について説明をお願いする。
- (事務局) パブリックコメントの意見を反映させ、素案が固まったら、市長に後期プランの答申を行う。答申は3月下旬を予定している。答申(案)の内容を確認いただきたい。また、会長と副会長に答申してもらうことで良いか。
- (会長) 1点目は、答申の文言について。2点目は、答申方法については、会長と副会長に 一任ということで良いか。まず1点目、文言については何か意見はないか。
- (委員) 異議なし。
- (会長) 2点目、答申方法については一任で良いか。
- (委員) 異議なし。
- (会長) では、2人で答申することとしたい。審議会の議事としてはこれで終わる。
- (事務局) 事務連絡。

後期プランの冊子と概要版が3月下旬を目途に完成予定。完成したら委員皆さんへお届けする。また、各委員の任期について、今年の4月30日で満了となるため各団体推薦については、後日依頼を行い、市民公募については3月1日から24日まで受付。

(会長) 2年間マスクを通しての会議で、下手な司会で迷惑をかけた。流れが急で、流れに のみこまれないようにと、この会議で一生懸命勉強させてもらった。みなさんの意 見を聞きながら、目から鱗なこともあり、刺激が多く、自分自身を成長できた2年間 だった。流れが、多くの市民を巻き込んで本流になるようにみていきたい。お礼を 申し上げる。

 门路	冬季昌トり.	一言ずつ咸相	

(事務局) 筑紫野市は、男女共同参画都市宣言をしている。これを具現化していく手法の一つ としてプランがあると思う。委員の皆さんに審議してもらって、これまでの計画の 見直しが出来た。これを生かしていくのは行政次第だと思っているので、しっかり とやっていきたいと思っている。毎回遅くまで議論していただき感謝する。委員の 皆様の知見・知識、またジェンダー研究所にお力添えいただきながら、しっかりし たものができたと思う。有難うございました。

(以上)